

水利施設等保全高度化事業実施要綱

平成30年3月30日付け29農振第2702号
最終改正 令和8年4月7日付け7農振第3483号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産事務次官

第1 目的

近年、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少に加え農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況にある中、地域の営農方針に応じた農業経営を実現するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化することが必要である。

そのためには、農業水利施設の安定的な機能を確保するための効率的な機能保全対策等を推進するとともに、収益性を高めるための農業の高付加価値化や高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を行い、農業の構造改革を推進することが不可欠である。

このため、水利施設等保全高度化事業（以下「本事業」という。）により、環境との調和にも配慮しつつ、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって、生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。

加えて、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダムの洪水調節機能の強化等の流域治水に資する取組を支援することで、国土強靱化の推進を図るとともに、高効率設備、小水力発電施設の導入等を支援することで、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用の推進を図ることとする。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとする。1及び2の事業にあつては、農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附带事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業、農業水利施設省エネルギー化支援事業、農業構造転換特別対策事業及び特認事業に区分される事業種類のうちから必要なものを組み合わせて実施するものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）

が別に定めるところによる。なお、1及び2の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。

1 水利施設整備事業

基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強、農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、流域治水に資する整備、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための整備及びこれらに関連する事業

2 畑地帯総合整備事業

畑地帯における総合的な整備や高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化及びこれらに関連する事業

3 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができるものとする。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長が別に定める者とする。

第5 計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、高付加価値化への取組方針、農地集積促進方針、水管理省力化等への取組方針、洪水調節機能強化方針その他農村振興局長が別に定める事項を記載した水利施設等保全高度化整備計画（以下「保全高度化整備計画」という。）を作成するものとする（第2の1の水利施設整備事業のうち農村振興局長が別に定める事業及び第2の3の実施計画策定事業を除く）。

第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第5の保全高度化整備計画を策定していること（第2の1の水利施設整備事業のうち農村振興局長が別に定める事業及び第2の3の実施計画策定事業を除く）。
- 2 第2に掲げる事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。

第7 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。なお、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあつては、採択の通知を受けた都道府県知事は、事業実施主体にその旨を通知するものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱及び法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成30年10月末日までとする。
- 3 次に掲げる通知は、廃止する。
 - (1) 農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 高収益作物導入促進基盤整備事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2158号）
- 4 3の(1)、(2)又は(3)若しくは農業競争力強化農地整備事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）により

廃止される農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）又は農業基盤整備促進事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2089 号農林水産事務次官依命通知）に基づき事業を実施している地区については、第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度において第 2 の 4 の事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第 7 の 1 の規定にかかわらず、平成 31 年 10 月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度においては、第 2 の 1、2 及び 4 の事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第 7 の 1 の規定にかかわらず、令和 2 年 10 月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和 3 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 2 年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の要綱第 7 の 2 に基づき令和 3 年 3 月までに採択された地区の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和 4 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 3 年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和 5 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 4 年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和7年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和6年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和8年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和7年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。